

「グリス除去装置」及び「火炎伝送防止装置」の基準の概要

1 グリス除去装置の設置 (火災予防条例(例)第3条の4(3)イ、ロ)

- イ 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置（以下「グリス除去装置」という。）を設けること。
不要な場合：排気ダクトを用いず、天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの
ロ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとすること。

2 火炎伝送防止装置の設置 (火災予防条例(例)第3条の4(3)ハ)

- ハ 排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置（以下「火炎伝送防止装置」という。）を設けること。

不要な場合：

- 排気ダクトを用いず、フードから屋外へ直接排気する構造
- 排気ダクトの長さ*1若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況*2から判断して火災予防上支障がないと認められるもの

（平成3年10月8日・消防予第206号・消防庁通知文から）

*1 「排気ダクトの長さから・・・支障がないと認められるもの」とは、厨房厨備から5m以内にファン停止用スイッチを設け、その旨の表示をしている場合で、かつ、次に該当するもの

- (a) 直接屋外に排出する水平4m以下のダクトで、露出設置されたもの
- (b) 耐火構造の共用排気ダクトに、水平2m以下で露出設置されたもの

*2 「入力及び使用状況から・・・支障がないと認められるもの」とは、厨房設備の入力（合計入力）が1万8千キロカロリー毎時以下のもの

■ 「火炎伝送防止装置」の解釈 (平成3年10月8日・消防予第206号・消防庁通知文から)

① 「火炎伝送防止装置」とは、防火ダンパー又は自動消火装置を指す。

② 防火ダンパーを設ける場合の基準の概要

- (ア) 設置場所は、フードと排気ダクトの接続部で、グリス除去装置に近接する部分
- (イ) 火災等の温度上昇で自動閉鎖できる構造（誤作動しない範囲でできるだけ低い温度）
- (ウ) 厚さ1.5mm以上の鉄板又はこれと同等以上の耐熱性及び耐食性を有する不燃材料
- (エ) 閉鎖した場合に防火上支障のある隙間がないこと

③ 自動消火装置を設ける場合は、

- ア 自動消火装置は、「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について・平成5年12月10日消防予第331号消防庁予防課長通知」によること。
- イ 厨房設備の上方に設置されるフード及びダクトに対しては、フード・ダクト用簡易自動消火装置を設置（必要に応じてダクト用を併設）すること。（平成5年消防庁331号通知）

3 防火対象物の用途、規模による火炎伝送装置の規定 (火災予防条例(例)第3条の4(3)ニ)

次に掲げる厨房設備に設ける火炎伝送装置は、自動消火装置とすること。（ただし、市町村等の条例により、基準が異なる）

- ア (1) 項から(4)項まで、(5)項、(6)項、(9)項、(16)項、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物の地階の厨房設備で、入力の合計が350キロワット以上
- イ 31mを超える建築物に設ける厨房設備で、入力の合計が350キロワット以上